

(別紙)

茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業のうち甘味資源作物等支援事業
(さとうきび産地確立実証事業)の審査基準

本事業の審査に当たり、事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する場合にあっては採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体(共同機関を含む。)
- ・効率性を除く1及び2の審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

1 持続的生産強化対策事業共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性	【目的・目標の妥当性】 ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。	十分認められる。	5
		概ね認められる。	3
		一部認められる。	1
		認められない	0
効率性	【事業実施計画の妥当性】 ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。	十分認められる。	5
		概ね認められる。	3
		一部認められる。	1
		認められない。	0

実現性	【事業実施体制の妥当性】 ・ 事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・ 事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・ 特定の事業実施場所を選定する事業にあっては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・ 事業遂行に係る経理その他の事務についての確な管理体制及び処理能力を有しているか。	十分認められる。	5
		概ね認められる。	3
		一部認められる。	1
		認められない。	0
公益性	【国の支援の妥当性】 ・ 申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・ 成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・ 新たな技術開発等に係る事業にあっては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。	十分認められる。	5
		概ね認められる。	3
		一部認められる。	1
		認められない	0

2 当該事業の審査基準

現状に対する評価項目の高さに応じてポイントを付与する。

以下の①は評価項目の中から1つ選択することとする。

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
① 実行性	・ 実証地区における 10a 当たり労働時間の削減	30%以上	5
		25%以上	4
		20%以上	3
		15%以上	2
		10%以上	1
		10%未満	0

	・実証地区における 10a 当たり収量の増加	25%以上 20%以上 15%以上 10%以上 5 %以上 5 %未満	5 4 3 2 1 0
	・作業受託面積又は作付面積の増加	5 %以上 4 %以上 3 %以上 2 %以上 1 %以上 1 %未満	5 4 3 2 1 0
	・適期適切に行った春作業の面積（又は面積割合）の増加	5 %以上 4 %以上 3 %以上 2 %以上 1 %以上 1 %未満	5 4 3 2 1 0
	・実証に係る成果・結果の関係者への情報提供の実施	5回 4回 3回 2回 1回 1回未満	5 4 3 2 1 0
	・実証成果の導入面積（又は面積割合）の増加	5 %以上 4 %以上 3 %以上 2 %以上 1 %以上 1 %未満	5 4 3 2 1 0
	・実証地区における新たに確保する労働力の増加	5人以上 4人 3人 2人 1人	5 4 3 2 1

		0人	0
② 地域における重要性	・取組内容が地域において重要なものであり、事業実施主体が所在する県が特に重要性が高いと認める地区であるか。 ・受益する農家又は受益農業従事者に 65 歳未満の者が含まれているか。 ・事業実施主体、受益する農家又は受益農業従事者の中に、人・農地プランの中心経営体に位置付けられている者又は位置付けられることが確実に認められている者がいるか。 ・さとうきび増産計画又はフォローアップに位置づけられた取組となっているか。 ・事業実施主体がこれまで国庫補助事業を受けて導入した農業機械等の目標達成率が 50% 未満のままとなっているものがないか。	5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 1つも満たさない	5 4 3 2 1 0

3 環境負荷低減事業活動実施計画等の認定による加点

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は令和5年度までに認定を受ける見込みがある場合は、1及び2に定めるポイントに加え、1ポイントを加算できるものとする。

4 スマート農業技術に対応した生産方式の変革

スマート農業に対応した生産方式の変革に向けた取組を実施する場合、同ポイントの申請書類が複数あった際に優先的に採択するものとする。

なお、スマート農業技術に対応した生産方式の変革とは、機械収穫に適した形質を有する品種の導入、農業機械の自動走行・直進走行に適した畝間の拡大、農業用ドローンの稼働率を高めるための作期分散等、スマート農業技術に対応した栽培体系への見直し等を検証するための取組をいう。